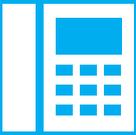


# ケーブルプラス電話





# ケーブルプラス電話に関する説明事項（重要）

※ 表記の価格は特に断りがない限り消費税率10%の税込価格です。  
※ 消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。

本説明事項（重要）は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

## 1. サービス名称・(区分)

ケーブルプラス電話・(I P 電話サービス)

## 2. 本サービスを提供する会社

JCOM株式会社（以下JCOM）

ただし、電話番号の設定および緊急通報（110/118/119）についてはKDDI株式会社（以下「KDDI」）

## 3. お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせ先

・サービス内容・接続・設定

0120-173734 受付時間：月～土 9：00～17：00（日・祝定休）

・故障

0120-929-517 受付時間：24時間

CNSホームページ <https://cty-cns.jp/>

## 4. ご留意事項

### ① サービスについて

- 料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。
- 記載の内容は2025年3月24日現在の情報です。

### ② 請求についてのご注意

- 本サービスのご利用料金は株式会社ケーブルネット鈴鹿から請求させていただきます。
- ※ただし、国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。

### ③ 個人情報のお取り扱いについてのご注意

- KDDI、JCOM及び株式会社ケーブルネット鈴鹿が取り扱う個人情報の利用目的は、それぞれ次のとおりです。
- ・ KDDIおよびJCOM  
本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的
- ・ 株式会社ケーブルネット鈴鹿  
株式会社ケーブルネット鈴鹿が別途定める【個人情報保護方針】(<https://www.cns-tv.co.jp/com/privacy.php>)に定める目的

### ④ a u i D について

- ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録された a u i D をKDDIが払い出します。a u i D は、My a u のログインに利用します。なお、a u i D の利用はKDDIの「I D 利用規約」によります。

### ⑤ その他

- 本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

## 5. サービス内容

- 国内加入電話、国際、携帯電話、I P 電話等向け通話をご利用いただけます。
- 現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用可能です。（詳細については(8)-1 番号ポータビリティをご利用の場合をご確認ください）。
- 「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」への発信が可能です。
- 本サービスはISDNをご利用いただけません。
- 停電時はご利用になれません（携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください）。

## 6. 契約・お申込みについて

- このお申込みによる契約は、KDDIおよびJCOMのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- お申込みを受付した場合でもKDDIまたはJCOMの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 現在、110番、119番非常通報装置（注1）、または緊急通報等を行う自動通報装置（電話機）（注2）をご利用のお客は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申込みいただけません。  
（注1）非常ボタン等を押すことにより110番（警察）、119番（消防）へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。  
（注2）主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスは、ネットワークの保守メンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。

## 7. 緊急通報（110/118/119）について

- 「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」ヘダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察・海上保安庁・消防を除く）。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

## 8. 電話番号の継続利用について

### (1) 番号ポータビリティをご利用の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ（※）を利用することができます。
- ※番号ポータビリティとは、電話サービス提供会社（以下「事業者」）を変更しても同じ電話番号を継続して利用できるようにする取扱いです。
- KDDIおよびJCOMグループ会社以外の事業者（以下「他事業者」といいます）から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（N T T 加入電話、I N S ネット64は休止、N T T 加入電話・ライトプラン、I N S ネット64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約）となります。他事業者への手続きはKDDIが行ないます。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの移行に際し、移行元の他事業者（以下「移行元事業者」といいます）より連絡がある場合があります。
- ※N T T 加入電話、I N S ネット64からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費3,000円（税込3,300円）が別途N T T 東日本・N T T 西日本よりお客様に請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係る違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。
- ※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。
- 移行元事業者による電話番号ポータビリティの設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- 番号ポータビリティの工事当日は、工事に伴い電話利用不可時間が発生する場合があります。その際は緊急通報機関からの折り返し含め電話が利用できない場合があります。
- 番号ポータビリティに関する取扱いにおいて、契約者名義、お客様連絡先、設置場所、工事希望日等の情報は、移行元事業者、移行元事業者および番号取得事業者との間で必要に応じて共有することがあります。
- 番号ポータビリティは移行元事業者の契約者（名義人）の同意を得た上でお申込みください。
- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご利用可能となります。
- ・お申込みの電話番号が、他事業者が提供する固定電話サービスでご利用中の0ABCで始まる番号（A、B、Cは0以外）であること。
- ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと（ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります）。
- ※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。
- ピンク電話、公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- 移行元の電話サービスで利用していたADSL、光ファイバ等のアクセス回線は、本サービスへの移行後も自動解約とならずに定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じてお客様から解約の手続きを行ってください。
- ご利用場所の変更を伴う番号ポータビリティによって移行した後に移行元事業者の電話サービスに戻ることができるかを確認する必要がある場合、移行元事業者にお問合せください。
- その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- 本サービスでは、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA(ターミナルアダプタ)はご利用いただけません。
- N T T 東日本・N T T 西日本の加入電話、I N S ネット64の休止の場合、N T T 東日本・N T T 西日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）は、再度N T T 東日本・N T T 西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
- ※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）が送付されることはありません。
- N T T 東日本・N T T 西日本の加入電話、I N S ネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のN T T 東日本・N T T 西日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行なわない場合、更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはN T T 東日本・N T T 西日本にお問い合わせください。
- レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、N T T ファイナンス(株)(連絡先：0120-255-805)へご連絡ください。またN T T 東日本・N T T 西日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ずN T T 東日本・西日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（N T T への返却）」をご確認ください。

※ 表記の価格は特に断りがない限り消費税率10%の税込価格です。  
 ※ 消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は  
 変更後の税込価格で精算させていただきます。

(2) ホーム電話／ホームプラス電話／a u ひかり電話サービスからの

同番移行の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行（※）を利用することができます。  
 ※同番移行とは、JCOMの電話サービス（本サービス／ケーブルプラス光電話）、JCOMグループの電話サービス（J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり）又はKDDIの電話サービス（ホーム電話／ホームプラス電話／a u ひかり電話サービス）を元に提供される電話サービス（JCOMの電話サービスおよびJCOMグループの電話サービスとあわせて以下「JCOMの電話サービス等」）でご利用中の電話番号を、他のJCOMの電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。
  - ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話は解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
  - a u ひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、a u ひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。  
 ※ a u ひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
  - ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／a u ひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申込みが必要になります。
  - ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／a u ひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。  
 ・ ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／a u ひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス光電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります）。
- ※ 同番移行が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。

9. 本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます（詳しくは「別表1」接続可否」をご参照ください）。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。  
 ※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくは「別表2」ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

通信機能・サービス	
■ ISDN	
■ G4 FAX通信／スーパーG3 FAX通信	
■ バック通信	
■ ユーザー情報通知 (UUI)	
■ プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	
■ ボイスワープレレクト等ボイスワープの一部機能	
■ 電話機能付インターホン (ドアホン)	
■ i-ナンバー	
■ 代表組み	
■ ダイヤルイン	
■ Biz FAX	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス	備考
モデム 通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針 セキュリティサービス ダイヤルアップによるインターネット接続 その他モデム通信

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※FAXは概ねご利用いただけます。

10. 104番号案内および電話帳への掲載手続きについて

- 104番号案内をご利用いただけます。

11. ご利用料金

(1) 料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金は株式会社ケーブルネット鈴鹿から請求させていただきます。  
 ※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、株式会社ケーブルネット鈴鹿の定めるところによります。

- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料についてはご利用開始月は無料、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額をご請求させていただきます。
- 実際の請求時の消費税は、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に株式会社ケーブルネット鈴鹿が設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは株式会社ケーブルネット鈴鹿にお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

(2) 月額利用料

a. 月額基本料	基本料	1,463円
----------	-----	--------

※2025年2月1日～4月30日に申し込みがあったケーブルプラス電話については、ケーブルプラス電話の提供開始後3か月間、その基本料の額（日割りとなる場合は日割り後の額）を半額（端数切捨て）とする取扱い（「電話基本料割引キャンペーン」）が適用されます。

b. その他料金	通話明細発行注1)	220円
----------	-----------	------

注 通話明細はJCOMよりご契約者に送付させていただきます。

(3) 通話料

種別	通話料(税込)
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話 <sup>1)</sup> 、J:COM PHONE プラス <sup>1)</sup> 、J:COM PHONE ひかり <sup>1)</sup> 向け通話 <sup>1)</sup>	無料
国内加入電話向け通話	市内通話 8.8円/3分 県内市外通話 <sup>2)</sup> 16.5円/3分 県外通話 <sup>2)</sup>
国際通話 <sup>3)</sup>	ダイヤル通話 (例) アメリカ本土宛9円(免税)/1分 フィリピン宛35円(免税)/1分 中国宛30円(免税)/1分
携帯電話向け通話	a u/UQ mobile宛 17.05円/1分 上記以外宛 <sup>4)</sup> 17.6円/1分
I P 電話向け通話	11円/3分
特別番号への通話	時報 (117) 8.8円/3分 天気予報 (177) 市内・県内市外 8.8円/3分 県外 16.5円/3分 番号案内 (104) <sup>5)</sup> 220円/案内 電報 (115) アルティウスリンク株式会社 設定料金 <sup>6)</sup> 災害用伝言ダイヤル (171) 8.8円/1分 行政1XY サービス (188・189) N T T コミュニケーションズ設定料金 ナビダイヤル (0570-) N T T コミュニケーションズ設定料金

- 注1) J:COM PHONE プラス<sup>1)</sup>、J:COM PHONE ひかり<sup>1)</sup>はJCOMグループ会社が提供する電話サービスです。  
 注2) 県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。  
 注3) その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOMのホームページ (<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>) でご確認ください。  
 注4) 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細はJCOMのホームページ (<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/various/callcharges/>) でご確認ください。  
 注5) 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時に登録して頂きます。  
 注6) アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。

(4) ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額

- ※ ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1電話番号毎に請求させていただきます（月額料金）。
- ※ 認可料金は、それぞれの支援機関がユニバーサルサービス料の場合は原則6ヶ月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則1年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照下さい。  
 (ユニバーサルサービス料: <http://www.tca.or.jp/universalservice/>、電話リレーサービス料: [https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/))

※ 表記の価格は特に断りがない限り消費税率10%の税込価格です。  
 ※ 消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。

※ ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、以下URLをご参照下さい。  
 ユニバーサルサービス料に係るもの：  
<https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/> 電話リレーサービス料に係るもの：  
<https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/>

(5) 手続きに関する料金

a. 初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

b. その他料金

番号変更	1手続きあたり2,200円
------	---------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

(6) 付加サービス利用料

サービス名	月額基本料
割込通話	330円
発信番号表示	440円
番号表示リクエスト注1	220円
割込番号表示注2	110円
迷惑自動ブロック	330円
着信転送注3	550円

注1 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認下さい。

注2 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3 My a u からの申し込みはできません。株式会社ケーブルネット鈴鹿へご連絡ください。また申し込みの際、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1 (1)および6にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認下さい。

(7) 割引料金

① a u まとめトーク（ケーブルプラス電話からの発信通話について）

\* a u ケータイからの発信通話については a u → 自宅割の適用条件によります。

概要	注意事項
<p>JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号に a u または povo1.0の携帯電話の電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話と a u または povo1.0の携帯電話へのご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。</p> <p>① a u ひかり 電話サービス・ a u ひかり ちゆら 電話サービス・ホームプラス電話・ a u o n e t の050電話サービス・コミュニティ光電話への国内通話</p> <p>② a u 携帯電話及びJCOMが指定する携帯電話サービス<sup>3</sup>（以下あわせて「 a u 携帯電話等」）への国内通話（ a u 世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。）</p> <p>※その料金月の末日において、ご登録の電話番号が解約・休止などの場合、UQ mobileやpovo2.0のものの場合、本割引の対象外となります。</p> <p>※JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されていない場合、本割引の対象外となる場合があります。</p> <p>*1 a u 携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含まれます。</p> <p>*2 付加サービスの050電話サービスを含みます。</p> <p>*3 UQ mobile、povo1.0およびpovo2.0ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。</p> <p>*4 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。</p>	<p>・料金月の月末において、登録されている a u または povo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、 a u まとめトークの割引はありません。</p> <p>・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社ケーブルネット鈴鹿に通知されることについて、承諾していただきます。</p>

◎オプションお得パックについて

概要
<p>ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック以下あわせて「対象付加サービス」の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料（月額利用料）の合計額1,430円を、759円に割引します（オプションお得パック）。</p>

\* オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。

③迷惑電話自動ブロック月額利用料割引について

概要
<p>迷惑電話自動ブロックのご利用開始月（注）の翌月において、迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料300円（税込330円）（②欄のオプションお得パックの適用があるときは、オプションお得パック適用後の付加サービス利用料の合計額690円（税込759円））から300円（税込330円）を割引します。注 付加サービス利用料については、ご利用開始月は原則無料です。（「(11)-1. 料金に関するご注意」参照）</p>

12. 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、株式会社ケーブルネット鈴鹿が設置する宅内機器をJCOMが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常にONの状態でご利用願います。電源がOFFの状態では発信／着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際は株式会社ケーブルネット鈴鹿が交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

13. 移転・解約について

- 本サービスを解約される場合には、株式会社ケーブルネット鈴鹿へお申し出ください。【0120-30-6500（通話無料）／月～土9：00～17：00（日・祝定休）】また、転居に伴う解約に際し、転居先において a u ひかり電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず株式会社ケーブルネット鈴鹿へお申し出ください。
- 宅内機器等については、株式会社ケーブルネット鈴鹿にて撤去工事を行います。
- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者が提供する電話番号で継続して利用される場合は、事前に、当該事業者へ番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話番号に移行する場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等については移行先の電話サービス提供会社にご確認ください。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話番号に移行する場合、移行先事業者での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります（ご申告いただいた移行先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。）
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話番号に移行しようとする場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等（移行可否を含む）については移行先事業者にご確認ください。
- 【エリア内移転】  
解約・新規扱いとなりますのでご注意ください。電話番号は、移転の場合設備の変更に関係なく変更となります。（同一マンション内移転の場合も同様です）
- 【エリア外転居（移転）】  
本サービスの継続利用はできません。本サービスをご解約いただき、NTT回線を新規にお申込みいただく必要があります。なお、転居先（移転先）がケーブルプラス電話のサービス提供地域の場合はご利用は可能ですが、新規お申込みとなります。（改めてサービスエリア内のケーブルテレビ局にお申込みが必要です。）移転により電話番号が変更になる場合は、他社回線への変更時を含め最大3ヶ月間転居アウンスのご提供が可能です。
- ◆ケーブルネット鈴鹿サービス提供エリア鈴鹿市
- 【解約費用】  
本サービスの解約には、株式会社ケーブルネット鈴鹿が定める解除工事費等が必要となります。（P6をご確認ください）

14. 本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社ケーブルネット鈴鹿（代理店届出番号：第F1904550号）

【別紙1】接続可否

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考	
電話をかける場合	1XYの3桁番号サービス (一部4桁)	104	○	番号案内		
		110	○	警察(緊急呼)		
		111	×	線路試験受付		
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。	
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼほ」につながります。	
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。	
		117	○	時報		
		118	○	海上保安(緊急呼)		
		119	○	消防(緊急呼)		
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。	
		125	×	でんわ会議		
		142	○	着信転送(JCOM付加サービス)	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。	
		144	○	迷惑電話撃退、迷惑電話自動ブロック [JCOM付加サービス]	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。	
		147	×	ボイスワープセレクト		
		148	○	番号通知リクエスト[JCOM付加サービス]	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。	
		161~167	×	ファクシミリ通信網等		
		171	○	災害用伝言ダイヤル		
		177	○	天気予報		
		184-	○	発信者番号通知拒否		
		186-	○	発信者番号通知		
	188/189	○	行政1XYサービス			
	0A0から始まる 電話番号	010-	○	国際電話		
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。	
		070-/080-/090-	○	携帯電話		
	電話をかける場合	0AB0の4桁番号 サービス	0120-	○	フリーダイヤル/フリーコールD X/フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
0570-			○	ナビダイヤル	ナビダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります	
0800-			○	フリーダイヤル/フリーコールD X/フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります	
0990-			×	災害募金サービス		
00XYの事業者 識別番号 (KDDI提供)		0077-	○	各種サービス (フリーコール、DODサービス等)		
		0051- 0053-1- 0053-9- 0055- 0056- 0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス		
		0077-22- 0077-80- 0077-48-	○	KDDI DODサービスの一部		
		0053-63--	×	KDDI DODサービスの一部		
		0077-43-	×	KDDI VPネット(仮想専用線サービス)、 広域短縮		
		0052- 0053-53-	×	KDDI国際電話サービスの一部 国際料金通知		
		00XYの事業者 識別番号 (他事業者社提供)	00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による 電気通信事業者を指定した発信 (0088フリーコールなど以下に記載のものは除 く)	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
			0037-6- 0044- 0066- 0088-	○	0037-6- 着信課金サービス 0044国際着信課金サービス 0066国際国内着信課金サービス	
#ダイヤル		#4桁の番号	×	着信短縮ダイヤル、クックナンバー等		
			×	1XYの3桁番号サービスを使った着信	コレクトコール、話中調べ等の着信	
電話を受ける場合		他事業者社サービスの着信	×	NTT東西のフリーアクセスの着信先回線としての設定・登録		

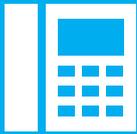
上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別紙2】ご利用いただけないサービス

機能・サービス		注意事項・備考
通信機能・サービス	I S D N	現在 I N S 6 4 をご利用中の場合は以下にご注意願います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスでは I S D N の機能はご利用いただけません。</li> <li>・2 c h 利用はできません。1 c h (1 回線) での提供となります。</li> <li>・I S D N 専用電話機や I S D N 専用端末はご利用いただけません。</li> <li>・D S U , T A (ターミナルアダプタ) を取り外してください。</li> <li>・I S D N のサブアドレス着信 (相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする) 等にご利用いただけません。</li> </ul>
	G4 FAX通信/スーパーG3 FAX通信	G 3 F A X は概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー情報通知 (U U I)	
通話機能・サービス	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	JCOM の転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン (ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
JCOM 又は他事業者社が提供する機能・サービス	お申込み電話番号に付随する各種サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	B i z F A X	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。

※番号ポータビリティをお申込みの場合、N T T 東日本・N T T 西日本の付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。



# ケーブルプラス電話利用規約

※ 表記の価格は特に断りがない限り消費税率10%の税込価格です。  
※ 消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。

## 第1条（規約の適用）

株式会社ケーブルネット鈴鹿（以下「当社」といいます。）は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社（以下「KDDI等」といいます。）が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「約款」といいます。）により提供される、「ケーブルプラス電話サービス」（以下「ケーブルプラス電話」といいます。）の設備の設置・撤去に係わる工事、保守及び料金の請求等を、当社の定める「ケーブルプラス電話利用規約」（以下「本規約」といいます。）により行うものとします。

## 第2条（規約の変更）

当社は、本規約の変更についてCNSインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。この場合においては、ケーブルプラス電話の設備の設置・撤去に係わる工事、保守及び料金の請求等は、変更後の本規約によります。

## 第3条（工事契約の成立）

ケーブルプラス電話に必要な設備の設置工事を申込み者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当該工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します。（以下「契約成立後の当該申込者」を「契約者」といいます。）

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
  - 1）ケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」といいます。）の設置、又は保守が技術上困難なとき。
  - 2）申込者が、本規約及び約款に違反するおそれがあるとき。
  - 3）その他当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。

## 第4条（設備の設置及び契約者の履行義務）

契約者は、ケーブルプラス電話の申込みをしたことをもって、当社がケーブルプラス電話設備を設置することを承諾したものとします。その工事等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社又は当社指定する業者が行い、契約者は、別表に定める工事費等を支払うものとします。尚、ケーブルプラス電話用モデム（以下「終端装置」といいます。）は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

当社又は当社指定する業者が、設備の設置及び保守を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等へ立ち入り、これらの実施に必要な電気等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主及びその他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

2 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電話接続回線を設置するために、管路等の特別な設備を使用することを希望するときは増幅器の設置等特別な設備が必要となる場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

3 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合において、共同住宅に帰属する設備の改変等が必要となった際は、契約者は共聴施設の所有者及びその他利害関係人との費用負担等の交渉に関して責任を負うものとします。

4 契約者は、当社が設置した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないものとします。

5 契約者が、終端装置を破損又は紛失したときは、別表に定める機器破損・紛失補償費を支払うものとします。

## 第5条（契約者が行うケーブルプラス電話契約の解除）

契約者は、ケーブルプラス電話契約を解除しようとするときは、約款の規定に基づき、当社にケーブルプラス電話契約の解除通知を行うものとします。

2 契約者は、ケーブルプラス電話契約の解除を希望する1週間以上前に、文書により当社に申し出るものとします。

3 約款の規定によりケーブルプラス電話契約が解除されたときは、当社又は当社指定する業者が、設備の撤去を、当社所定の機器、工法などにより行うものとし、ケーブルプラス電話契約を解除した者は、別表に定める解除工事費等を支払うものとします。尚、当社の提供する他のサービスの提供に必要な設備については、撤去しない場合があります。

## 第6条（契約者の支払い義務）

契約者は、本規約に定める工事費等及び約款の規定によりKDDI等から当社が譲り受けた債権（約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権）の額に相当する金額を当社に支払う義務を負うものとします。

2 約款の規定に基づき、割増金及び延滞利息が発生したときは、契約者はその金額を当社に支払う義務を負うものとします。

3 支払い義務は、ケーブルプラス電話契約が解除された後も有効に存続するものとします。

## 第7条（支払方法）

契約者は、前条（契約者の支払い義務）の規定により支払う義務を負う金額を、当社の指定する期日に金融機関の口座振替により支払うものとします。

2 口座振替対象口座は、契約者が別途指定した場合を除き、契約者が当社と既に締結している放送サービス契約又はインターネットサービス契約で指定した口座とします。指定口座が複数ある場合は、放送サービス契約で指定した口座とします。

3 当社は、遅延損害金についてCNSインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。

## 第8条（サポート）

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、電話機等契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

2 前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDI等の設備の修理又は対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。但し、利用環境・容量及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。

3 第1項の申告があるにもかかわらず、電話機等契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社又はKDDI等の責めに帰すことのできない事由により契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合、当社は前項のサポートの責めを負いません。

## 第9条（ケーブルプラス電話契約の解除）

当社は、次の場合には、KDDI等を通じ、ケーブルプラス電話契約を解除することがあります。

- 1）債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- 2）契約の申込みに対抗して、事実上反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3）契約者が、当社が設置した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- 4）電話接続回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電話接続回線の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- 5）契約者が、当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- 6）その他当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

## 第10条（個人情報）

当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

## 第11条（管轄裁判所）

本規約に係る係争については、津地方裁判所又は津簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とします。

## 附則

本規約は2024年11月1日より施行します。

## 【別表】

### 1. ケーブルプラス電話設備設置工事費<sup>注1)</sup>

戸建標準工事費※	16,500円/戸
集合住宅標準工事費※	16,500円/室

※第4条（設備の設置及び契約者の履行義務）3項の「特別な設備」の設置工事及び標準工事の範囲外工事は、契約者が別途工事業者との見積り交渉等により工事費等を確定し、工事業者に直接支払うものとします。

### 2. ケーブルプラス電話契約解除工事費<sup>注2)</sup>

ケーブルプラス電話解除費	5,500円
引込線撤去費※	19,800円

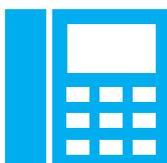
※引込線が、当社の提供する他のサービスの提供に必要な場合は、引込線撤去は発生しません。

※引込線撤去費は契約日により異なる場合がございます。

### 3. 機器破損・紛失補償費

終端装置	16,500円
------	---------

注) ケーブルプラス電話設備設置工事費について、電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱います。



代理店欄

お問い合わせ、お申し込みは



株式会社ケーブルネット 鈴鹿

**0120-173734**

〒510-0292 鈴鹿市岸岡町1930

【電話受付】 9:00～17:00 ※日・祝は休業 ●受付時間に変更になる場合がございます。

(2025年3月24日改訂)